

2013年8月29日

子どもの未来を考える議員連盟会長
河村 建夫 様

学校図書館問題研究会
代表 飯田 寿美

「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」への要望書

私たち学校図書館問題研究会は、学校図書館には＜専任・専門・正規＞の学校司書が必要であることを、実践を積み重ねることによって明らかにしてきました。第29回全国大会の総会を経て、6月12日に衆議院法制局より提示された「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」について、次のことを要望します。

1. 必置義務を明記すること

学校図書館が授業で活用され、子どもの読む力を育て、確実に資料を提供するためには、学校司書の配置が欠かせません。設置者の直接雇用による学校司書の配置を義務づけてください。

2. 学校司書の一校一名以上の配置を盛り込むこと

学校司書は、学校教育に欠かせない学校図書館活動を日常的に行います。そのためには学校司書がどの学校にも常駐しなければなりません。地域や学校間格差が広がらないように、一校一名以上の配置を求めます。

3. 司書資格を必要とすること

学校司書は、資料と資料提供の専門家として、子どもたちの読書や授業を支援します。必ず司書資格を持つ職員を配置することを求めます。

4. 学校図書館の専門的職務を「掌る」学校司書であること

学校司書は、教職員の一員として図書館を作り、学校教育を充実させていきます。「従事する」ではなく、主体的に「掌る」ことのできる体制を求めます。

5. フルタイムで継続して働けること

学校司書は、学校教育の中で活かされる図書館になるように、計画を立て、蔵書を作りあげ、日常的に資料提供をしていきます。正規職員として、見通しを持って働き、力量を発揮していける継続的な雇用を求めます。

子どもたちの読む楽しさ、学ぶ喜びを支え、現在求められている「言語活動の充実」「探究学習」などの教育課題を達成するために、学校図書館を機能させる専門職員である学校司書配置の条件整備を求めます。あわせて、今まで独自に学校司書や学校図書館職員を配置してきた設置者の取り組みが、この法改正によって後退することが決してないようにしてください。